台風が、春日井市に接近する危険性が予想されています。これにより、名古屋地方気象台から愛知県全域・愛知県西部全域・尾張東部に暴風警報が発令された時の登下校は、下記の通り(生徒手帳31ページ)です。

記

## 台風時等における生徒の登下校について

名古屋地方気象台から愛知県全域・愛知県西部全域・尾張東部に「暴風警報」、 又は「特別警報」が発表されたときは、次のように対処する。特に、登下校には 安全に十分留意する。

- 1 暴風警報が発表された場合
  - (1) 登校する以前に、暴風警報が発表されている場合
    - ア 始業時刻 2 時間前(午前 6 時 3 5 分)までに警報が解除された場合は、 平常通り授業を行う。
    - イ 始業時刻 2 時間前(午前 6 時 3 5 分)以降午前 1 1 時までに警報が解除 された場合は、解除後 2 時間を経て授業を始める。
    - ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。 上記ア、イの場合、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なと きや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、登校しなくてよい。そ の際は、担任に連絡する。
  - (2) 登校後に暴風警報が発表された場合は、学校の指示に従う。
- 2 特別警報が発表された場合
  - (1) 登校する以前に、特別警報が発表されている場合
    - ア 授業を行わず、休校にする。
    - イ 特別警報がその日のうちに解除されても、授業は行わず休校にする。
  - (2) 生徒の登校後に特別警報が発表された場合は、学校の指示に従う。
  - 注)特別警報の発表基準

数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪が予想される場合、気象の種類に応じて、「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」、「暴風雪」、「大雪」の特別警報が発表される。

3 暴風警報又は特別警報が発表されていないが、大雨等異常気象により登校の困難が想定される場合には「緊急一斉メール」(「登校しなくてよい」)を送信するのでその指示に従う。この異常気象が消滅したあとの対応についても「緊急一斉メール」により連絡を行うのでその指示に従う。